

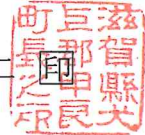
様式第3号(第3条関係)

一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可証

甲住第434号
令和6年3月1日

株式会社 成功産業
代表取締役 山野 浩子 様

甲良町長 寺本 純二



令和6年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業(収集運搬)許可申請については、甲良町廃棄物の処理および清掃に関する規則第3条第1項の規定により、許可します。

許 可 番 号	第 R 5 - 9 号
許 可 年 月 日	令和6年 3月 25日
氏名 法人にあっては、名称 および代表者氏名	株式会社 成功産業 代表取締役 山野 浩子
事務所および事業所の 所在地	滋賀県彦根市野田山町833番地2
許 可 期 間	令和6年3月25日から令和8年3月24日
営 業 の 区 域	甲良町
許可条件 1 許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または業務を廃止もしくは休止したときは、直ちに許可証を返還しなければならない。 3 車両には事業所名を表示すること。 4 他市町で収集したものと混載しないこと。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の基準を守り善良な処理業者の自覚をもって業務に当たること。 6 業務の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。 7 法令・条例・規則または、この許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。	